

唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る

環境影響評価方法書のあらまし



フジ（唐津市の花）

平成28年8月

はじめに

平素より、当社の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

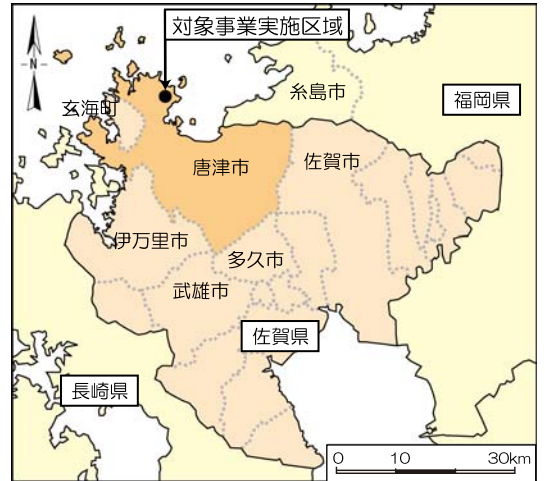
風力をはじめとした再生可能エネルギーは、資源枯渇の心配がなく、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないなど優れたエネルギーであり、国の「エネルギー基本計画」においても積極的に推進していくことが明記されています。また、佐賀県唐津市では、再生可能エネルギーに関する潜在能力、活用策、方針等について示した「唐津市再生可能エネルギー総合計画」が策定され、再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進や地域産業の振興に積極的に取り組まれています。

このような背景のもと、当社は、風況条件に恵まれた唐津市において、風力発電所の建設を計画いたしました。

本事業は、唐津市に風力発電所を建設し、得られたクリーンエネルギーを供給することでエネルギーの自給率向上や地球温暖化対策へ貢献することを目的としています。

本計画を進めるに当たり、環境への影響を調査、予測及び評価するため、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、その調査方法等を記載した環境影響評価方法書を作成しました。

本冊子は、環境影響評価方法書の内容をあらましとしてまとめたものです。ご一読いただき、是非とも本計画に対する皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



特定対象事業の概要

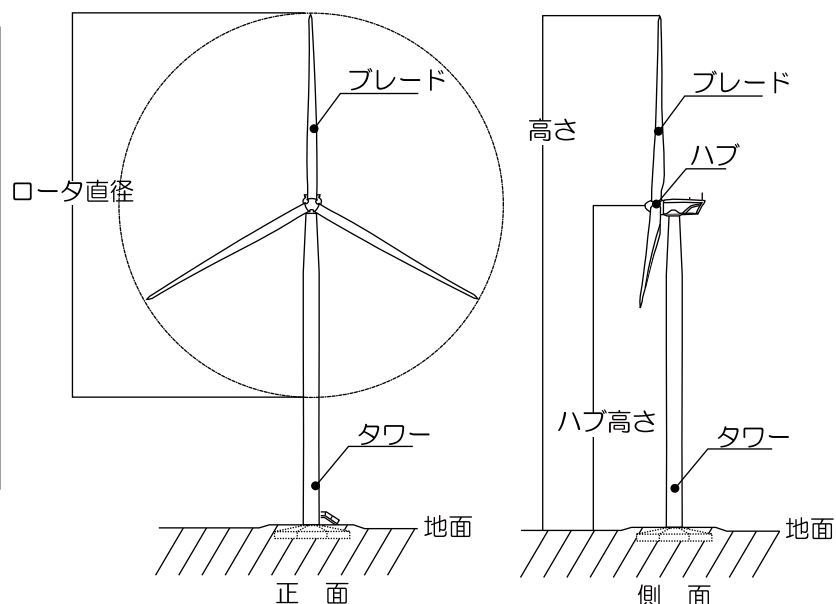
■ 特定対象事業の内容

特 定 対 象 事 業 の 名 称	唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画
発 電 所 の 原 動 力 の 種 類	風力（陸上）
発 電 所 の 出 力	総出力 28,000kW 程度（最大） 定格出力 2,000 ～ 3,500kW 程度の風力発電機を 8 基程度設置
対 象 事 業 実 施 区 域 の 位 置	佐賀県唐津市浦、鳩川、相賀、湊町、屋形石、中里、鎮西町八床、鎮西町菖蒲、鎮西町塩鶴及び鎮西町赤木の各一部

■ 風力発電機の概要

項 目		諸 元
風力発電機	定 格 出 力	2,000kW～3,500kW程度
	基 数	8基程度
	ブ レード 枚 数	3 枚
	ロータ直径	80～110m程度
	ハブ 高 さ	70～ 90m程度
	高 さ	110～140m程度

注：導入を検討している主要機器等の諸元の範囲を示します。今後詳細検討により諸元を確定します。



■ 工事実施期間と工事工程の概要

工事開始後の年数	1				2				3			
工事開始後の月数	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	
全 体 工 程	準備工事開始 工事開始 運転開始											
準 備 工 事												
基 礎 工 事												
据 付 工 事												
電 気 工 事												
試運転・調整												

環境影響評価について

このたび計画しました総出力 28,000kW（最大）の唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）は、環境影響評価法の第一種事業に該当することから、環境影響評価の手続きを行います。環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域及びその周辺の状況並びに環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法等を記載したものです。

■ 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況について、入手可能な最新の文献その他の資料により、自然的状況、社会的状況の情報を把握しました。

自然的状況・・・気象、大気質、騒音、振動、水象、水質、土壌、地盤、地形、地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び一般環境中の放射性物質の状況について

社会的状況・・・人口、産業、土地利用、河川・ため池・地下水の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備、廃棄物及び環境保全を目的とした法令等による指定地域及び規制基準について

■ 対象事業に係る環境影響評価項目

環境影響評価の項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下「発電所アセス省令」という。）に基づき、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

■ 調査・予測の手法

発電所の建設等の工事や運転によって影響が予想される大気環境や動植物等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

■ 評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか、環境保全について配慮が適切になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合は、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。

環境影響評価項目の選定について

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			超低周波音					○
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		その他	風車の影					○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○	○
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物						
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○		
			残土					

注：1. は、発電所アセス省令に記載のある参考項目を示します。
2. 「○」は、環境影響評価の項目として選定した項目を示します。

■ 経 緯

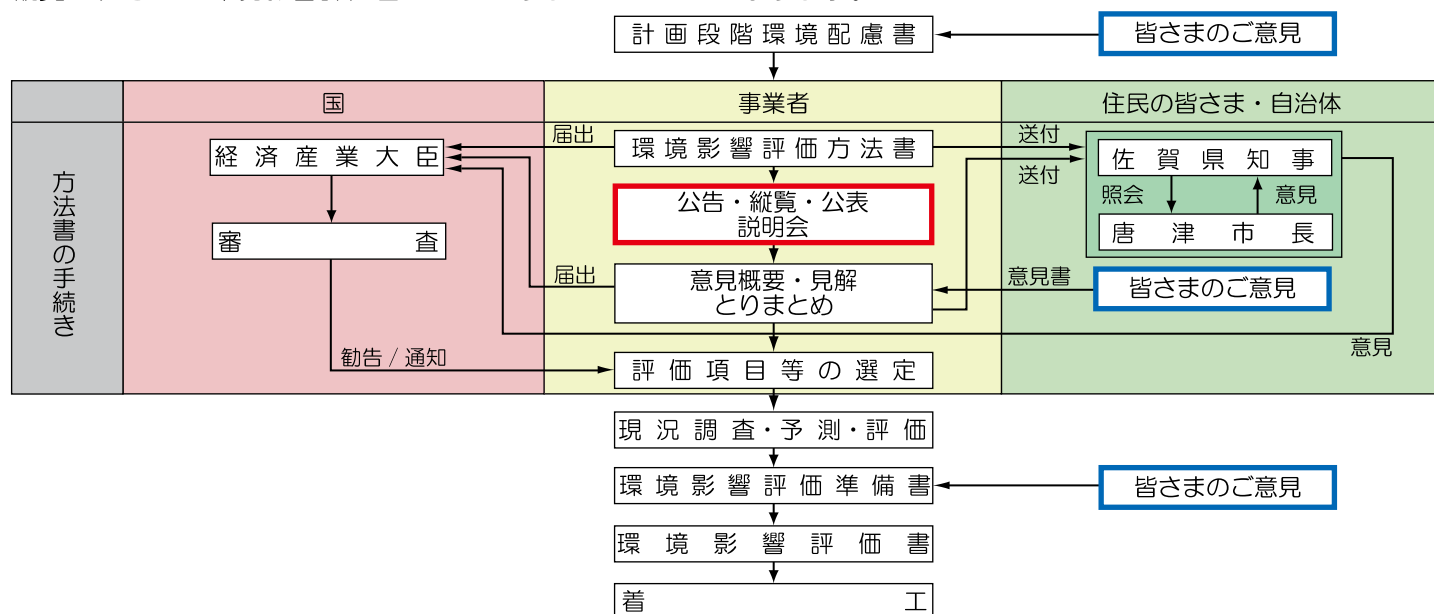
平成 28 年 3 月：計画段階環境配慮書の送付

平成 28 年 8 月：環境影響評価方法書の届出・送付

■ 環境影響評価の手続き

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の環境影響評価方法書の縦覧は赤枠で示す段階のものであります。

今後、皆さまのご意見をお聴きした上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書として縦覧し、さらに環境影響評価書としてとりまとめることとなります。



■ 環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
唐津市役所 市民部生活環境対策課 (佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号)	平成 28 年 8 月 17 日 (水) から 平成 28 年 9 月 16 日 (金) まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	土曜、日曜を除く
佐志公民館 (佐賀県唐津市佐志浜町 4525 番地 2)			
湊公民館 (佐賀県唐津市湊町 805 番地 1)			日曜、月曜を除く
打上公民館 (佐賀県唐津市鎮西町打上 3283 番地)			

当社ホームページからでもご覧になれます。(https://www.q-mirai.co.jp/)

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書を九電みらいエナジー株式会社 企画本部（環境担当）まで郵送していただくか、縦覧場所に備え付けています意見書箱（平成 28 年 9 月 16 日（金）まで各縦覧場所に設置）にご投函ください。

なお、意見書の提出期限は平成 28 年 9 月 30 日（金）〔当日消印有効〕までとさせていただきます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社 企画本部（環境担当）

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号 小学館ビル 3 階

TEL:092-980-5595